

## 受刑者の特性等に応じた拘禁刑下における処遇イメージとは？

刑法等の一部を改正する法律により、令和7年6月1日から「**拘禁刑**」が導入されました。今回は、拘禁刑下での「**受刑者の特性等に応じた処遇イメージ**」についてご紹介します。

これまでの懲役では、どのような受刑者であっても、刑の本質的要素として一定の作業を行わせることが前提でしたが、拘禁刑下では、高齢者や知的障害・発達障害など個々の受刑者の特性等に応じたさまざまな処遇が想定されております。

例えば、認知症、身体障害等により自立生活が困難で福祉的支援が必要な70歳Aさんでは、高齢福祉課程であるDS (Daily care-Senior) 課程において、認知・身体機能の維持・向上のための機能向上作業を行わせることや、多職種により編成されたチーム処遇によるケース検討など、出所後の再犯防止に必要な支援の取組等が想定されます。

**個々の受刑者の特性等に応じた拘禁刑下における処遇イメージ**

これまでの懲役…

始終指導

拘禁刑下

DS課程

高齢福祉課程

どのような受刑者であっても**作業を中心として実施**

作業・職業訓練 改善指導・教科指導 社会復帰支援

の指導

社会復帰へ

拘禁刑下における処遇のイメージ

	前期	中期	後期	出所後
各種指導	認知・身体機能の維持・向上		対人スキル	
社会復帰支援			支援機関等と連携	
支援方針			チーム処遇	
作業				
	基礎的作業	機能向上作業	基礎的作業	

【特性等】

- 認知症、身体障害等
- 自立生活困難
- 福祉的支援が必要など

Aさん  
年齢:70歳  
罪名:詐欺  
(無銭飲食)  
刑期:2年

【特性等】

- 認知症、身体障害等
- 自立生活困難
- 福祉的支援が必要など

Bさん  
年齢:35歳  
罪名:窃盗  
刑期:1年6月

【特性等】

- 知的障害、発達障害
- 自立生活困難
- 福祉的支援が必要など

例えば

**イメージ1**

Aさん  
年齢:70歳  
罪名:詐欺  
(無銭飲食)  
刑期:2年

【特性等】

- 認知症、身体障害等
- 自立生活困難
- 福祉的支援が必要など

拘禁刑下

高齢福祉課程

DS課程

■認知・身体機能の維持・向上

機能向上作業

■自立生活困難  
■福祉的支援が必要

チーム処遇

# 第65回 全国矯正展

12月6日(土)、7日(日)の2日間、東京国際フォーラムにおいて「**第65回全国矯正展**」が開催される予定です。

今回の全国矯正展は、「新たな拘禁刑時代へ」をテーマに、さまざまなステージイベントやブースの設置が予定されております。

主なステージイベントでは、全国刑務所作業製品審査会授賞式、保護犬プロジェクト、再犯防止シンポジウム、矯正職員広報イベントなど、さまざまな角度から矯正を知るイベントとなっておりますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場をお待ちしております。

**日時**  
1日目: 12/6(土) 9:45~テープカット 10:00~17:30  
2日目: 12/7(日) 9:30~15:30

## 会場へのアクセス

JR線でお越しの方 有楽町より徒歩1分、東京駅より徒歩5分  
(京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)

地下鉄でお越しの方 有楽町線: 有楽町駅  
(B1F地下コンコースにて連絡)

本会場には地下駐車場がありますが、駐車台数には限りがございます。

会場周辺の道路が大変混雑することが想定されますので、ご来場の際は公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

